

# 令和5年7月1日からの面会方法

## 午前中の面会を再開します。

<面会予約> 0566-46-5210  
<受付時間> 9:00~18:00

※人員配置の関係で職員が居室のご案内できないため、

午前中の面会に関しては、居室まで案内なしで行ける人に限ります。

面会可能なのは、不織布マスクを着用できる2歳以上の親族です。

以下の場合には面会をお断りします。

※面会者本人に、過去7日間に37.0℃を超える発熱や風邪症状があった。

※新型コロナウイルスに感染し、発症から10日を経過していない。

## <面会方法と手順> 入居者様居室で15分間の面会。

注意事項を守っていただけない場合、一定期間面会の自粛をお願いすることがございます。

### ①前日までに、電話もしくは事務所窓口でご予約をお願いします。

・面会は、10~11時半/14~17時(11時半/17時までには退室。土日祝も同時間)。

※10~11時半は、案内なしで居室まで行ける人限定。

・面会頻度に制限はありませんが、複数回のご予約を承ることはできません。

・(入居者様に対し)1日1組、3名以下(お子様も1名とカウントいたします)。

※1日1組のため、他の親族の予約が入っている場合は、ご予約をお断りします。

※どの親族が、いつ予約を入れているかについては、お答えできません。

### ②面会予約時間に事務所で面会者確認票をご記入いただきます。

・必ず不織布のマスクを着用ください。着用が難しい場合はご面会をお断りします

### ③入居者様の居室で15分間の面会となります。

・居室がわからない場合は、事務所で確認ください(午前中は対応できないこともあります)。

・エレベーターは緑をご使用ください。

・すれ違う職員とは、挨拶程度でお願いします。

・職員に確認したいことがある場合は、居室のナースコールを押してください。  
(職員との会話の時間も面会の時間に含めます。)

・面会中は、換気のために居室扉は全開にしておいてください。

・面会時間は、居室に到着してから15分間です。ご自身で時間を確認ください。

※居室内は飲食禁止といたします。

### ④事務所に声をかけてからお帰りください。

・この時点で、次回の予約を承ることは可能です。

毎月、以下の曜日は、施設行事の都合上面会ができません。

・第2水曜日の午後

・第4水曜日の午後

・第2火曜日は終日